

令和 7 年 5 月 20 日

公益財団法人 池谷科学技術振興財団

理事長 池 谷 正 成 殿

監 事 安 藤 知 史 殿

監 事 尾 尻 哲 洋 殿

東京都千代田区神田神保町 1 丁目 7 番 10 号

公認会計士

北 上 敏 策



独立監査人の監査報告書

私は、公益財団法人池谷科学技術振興財団の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュフロー計算書、及び財産目録並びに収支計算書(以下「財務諸表等」という。)について監査を行った。この財務諸表の作成責任は理事者にあり、私の責任は、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人 池谷科学技術振興財団の令和 6 事業年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」(平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に従って、公益財団法人 池谷科学技術振興財団の令和 6 事業年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

公益財団法人 池谷科学技術振興財団と私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上